令和６年度

浜松市浜北文化センター及び
浜松市・市民ミュージアム浜北の
管理に関する基本協定書（案）

目　次

浜松市浜北文化センター及び浜松市・市民ミュージアム浜北　基本協定書
第１章　総　則 …… 1
（本協定の目的） …… 1
（本協定の期間） …… 1
（信義誠実の原則） …… 1
（用語の定義） …… 1
（管理物件） …… 2
（管理施設の使用） …… 2
第２章　本業務の範囲と実施条件 …… 3
（本業務の範囲） …… 3
（業務実施条件） …… 3
（業務範囲及び業務実施条件の変更） …… 3
第３章　本業務の実施 …… 3
（本業務の実施） …… 3
（開業準備） …… 4
（第三者による実施） …… 4
（管理施設の改造等） …… 4
（緊急時の対応） …… 5
（防災対策） …… 5
第４章　情報の取扱い …… 5
（情報の保護） …… 5
（守秘義務） …… 5
（個人情報の保護） …… 5
（情報公開） …… 6
（事故発生時における報告） …… 6
第５章　備品等の取扱い …… 6
（市の備品の管理） …… 6
（指定管理者による備品等の購入等） …… 7
（備付物品の管理） …… 7
第６章　業務実施に係る市の確認事項 …… 7
（事業計画書） …… 7
（日報） …… 8
（月次報告書） …… 8
（事業報告書） …… 8
（市による業務実施状況の確認） …… 9
（市による業務の改善勧告） …… 9
（市による業務の指示） …… 9
（その他報告事項） …… 9
第７章　指定管理料及び利用料金 …… 9

（指定管理料の支払い）…… 9
（指定管理料の変更）…… 10
（利用料金収入の取扱い）…… 10
（利用料金の決定等）…… 11
（利用料金の公表）…… 11
第８章　損害賠償及び不可抗力…… 11
（損害賠償等）…… 11
（第三者への賠償）…… 11
（保険）…… 12
（不可抗力発生時の対応）…… 12
（不可抗力によって発生した費用等の負担）…… 12
（不可抗力による一部の業務実施の免除）…… 12
（不可抗力発生時の施設の管理）…… 12
（リスク分担）…… 13
第９章　指定期間の満了等…… 13
（業務の引継ぎ等）…… 13
（原状回復義務）…… 13
（協定終了時の備品等の扱い）…… 14
第１０章　指定期間満了以前の指定の取消し…… 14
（市による指定の取消し等）…… 14
（指定管理者による指定の取消しの申出）…… 15
（不可抗力による指定の取消し）…… 16
（違約金）…… 16
（取消し等による損害の賠償）…… 16
（指定期間満了以前の取扱い）…… 16
第１１章　その他…… 17
（暴力団排除に関する協力義務）…… 17
（権利・義務の譲渡の禁止）…… 17
（法人格の変更等）…… 17
（本業務の範囲外の業務）…… 17
（委託業務）…… 17
（本業務の実施に係る指定管理者の口座）…… 18
（請求、通知等の様式その他）…… 18
（協定の変更）…… 18
（解釈）…… 18
（疑義についての協議）…… 18
（年度協定の締結）…… 18
（裁判管轄）…… 18
（共同事業体の場合における特記事項）…… 19
個人情報の取扱いに係る特記事項…… 20

仕様書　別添のとおり
別紙１　備品内訳表（文化センター）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～48
　　備品内訳表（市民ミュージアム浜北）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～5
別紙２　リスク分担表・・ 1

浜松市浜北文化センター及び浜松市・市民ミュージアム浜北の管理に関する基本協定書

浜松市（以下「市」という。）と●●●●●●●●（以下「指定管理者」という。）とは、次のとおり、浜松市浜北文化センター及び浜松市・市民ミュージアム浜北（以下「文化センター等」という。）の管理に係る基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第１章　総　則

（本協定の目的）

第１条　本協定は、市と指定管理者が相互に協力し、文化センター等を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

（本協定の期間）

第２条　本協定の期間（以下「指定期間」という。）は、令和７年４月１日から令和１０年３月３１日までとする。

２　文化センター等の管理業務（以下、「本業務」という。）に係る会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（信義誠実の原則）

第３条　市及び指定管理者は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

（用語の定義）

第４条　本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 指定管理開始日　文化センター等に係る地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づく指定管理者の指定期間の開始日のことをいう。

(2) 指定管理料　市が指定管理者に対して支払う本業務の実施に関する対価のことをいう。

(3) 仕様書　浜松市浜北文化センター及び浜松市・市民ミュージアム浜北指定管理者募集要項に示された本業務に係る仕様書の内容を基本として、本協定を実施する際の細目として市と指定管理者の協議の上定めるものをいう。

(4) 自主事業　第７条に規定した本業務以外の業務で、市長の承認を受けて指定管理者が自己の責任と費用において実施する業務のことをいう。

(5) 提案書　文化センター等の指定管理者の公募にあたり、指定管理者が提出した事業提案書のことをいう。

(6) 年度協定　本協定に基づき、市と指定管理者が指定期間中に年度ごとに締結する協定のことをいう。

(7) 不可抗力　天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動、疫病等）その他市及び指定管理者の責めに帰すことのできないもので、市又は指定管理者によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害又は障害発生の防止手段を合理的に期待できないものをいう。なお、不可抗力に起因しない施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。

(8) 法令　すべての法律、政令、省令、条例、規則その他正規の手続を経て公布された行政機関の規程をいう。

(9) 利用料金　地方自治法第２４４条の２第８項の規定により、指定管理者の収入として収受する文化センター等の利用に係る料金をいう。

(10) 資本的支出　固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことになると認められる経費をいう。

(12) 備品　１年以上その形状を変えることなく使用し、かつ、保存に耐え得る物で１個又は１組につき取得価額又は評価価額が５万円以上の物品をいう。

(13) 管理物品　第Ⅰ種備品及び第Ⅱ種備品をいう。

(14) 第Ⅰ種備品　市が所有する備品で、本業務実施のために供する備品をいう。

(15) 第Ⅱ種備品　市が指定管理者に購入又は調達を指示する備品で、本業務実施のために供する備品をいう。

(16) 第Ⅲ種備品　指定管理者の任意により購入し、又は調達する備品で、本業務又は自主事業の実施のために供する備品をいう。

(17) 備付物品　利用料金を収受して利用者に貸し出す物品をいう。

（管理物件）

第５条　本業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、管理施設と管理物品からなる。管理施設及び管理物品の内容は、別紙１のとおりとする。

２　指定管理者は、善良なる管理者の注意を持って管理物件を管理しなければならない。

（管理施設の使用）

第６条　指定管理者は、本業務を遂行するために必要な範囲内において、管理施設を無償で使用することができる。

２　前項の規定にかかわらず、指定管理者は、第５５条に定める自主事業を行う場合その他文化センター等の目的を妨げない範囲において特に必要のある場合は、市の承認を得て前項の範囲を超えた管理施設の使用を行うことができる。

３　指定管理者は、前項の規定により管理施設を使用する場合において、地方自治法第２３８条の４第７項の規定に基づく行政財産の使用許可を必要とする場合は、浜松市公有財産管理規則（昭和３９年規則第３０号）第９条に定めるところにより、市に対して、行政

財産使用許可申請書を提出し、所定の使用料を納付しなければならない。

第２章　本業務の範囲と実施条件

（本業務の範囲）

第７条　浜松市浜北文化センター条例（平成１７年浜松市条例第２５５号）第５条第２項及び浜松市博物館条例（昭和５４年浜松市条例第３４号）第１７条第２項（前記、各条例をまとめて以下「本条例」という。）に規定する本業務の範囲は、次のとおりとする。

(1)　管理施設の使用許可に関する業務

(2)　管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務

(3)　管理施設等の維持管理に関する業務

(4)　前各号に掲げるもののほか、市が必要と認める業務

２　前項各号に掲げる業務の細目は、仕様書に定めるとおりとする。

（業務実施条件）

第８条　指定管理者が本業務を実施するにあたって満たさなければならない条件は、仕様書又は年度協定を締結している場合は年度協定書に示すとおりである。

（業務範囲及び業務実施条件の変更）

第９条　市又は指定管理者は、必要があると認める場合は、相手方に対する通知をもって第７条で定めた本業務の範囲及び第８条で定めた業務実施条件の変更を求めることができる。

２　市又は指定管理者は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。

３　業務範囲又は業務実施条件の変更及びそれに伴う指定管理料の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

第３章　本業務の実施

（本業務の実施）

第１０条　指定管理者は、本条例、浜松市浜北文化センター条例施行規則（平成１８年浜松市規則第１０６号）及び浜松市博物館条例施行規則（昭和５４年教育委員会規則第３号）（前記、各施行規則をまとめて、以下「本規則」という。）及び次に掲げる法律その他の関係法令並びに本協定を遵守し、本業務を行わなければならない。

(1)　地方自治法

(2)　労働基準法（昭和２２年法律第４９号）、最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）その他労働に関する法令

２　指定管理者は市と協議の上、本業務の実施にあたり浜松市行政手続条例（平成８年浜松市条例第６９号）の規定により、次の項目を定めるものとする。

〈浜松市浜北文化センター条例〉

(1)　本条例第９条の規定による施設の利用許可の審査基準

(2)　本条例第１１条ただし書の規定による利用料金の後納の審査基準

(3)　本条例第１２条の規定による利用料金の減免の審査基準

(4)　本条例第１３条ただし書の規定による利用料金の還付の審査基準

(5)　本条例第１５条の規定による利用許可の取消し等の処分基準

３　前項に定めるもののほか、指定管理者は市と協議の上、文化センター等施設の利用者に対する指導に関する手続きを定めるものとする。

（開業準備）

第１１条　指定管理者は、指定開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行うものとする。

２　指定管理者は、必要があると認める場合には、指定開始日に先立ち、市に対して管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

３　市は、指定管理者から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

（第三者による実施）

第１２条　指定管理者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事前に市の承諾を得た場合は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

２　指定管理者が前項ただし書の規定に基づき、本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて指定管理者の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて指定管理者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、指定管理者が負担するものとする。

（管理施設の改造等）

第１３条　管理施設の資本的支出については、市が自己の費用と責任において実施するものとする。

２　管理施設の修繕については、１件につき６０万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のもの（以下「大規模修繕」という。）については市が自己の費用と責任において実施するものとし、１件につき６０万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものについては指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとする。

３　前２項の規定にかかわらず、資本的支出及び大規模修繕について、指定管理者の提案書に記載されている場合又は指定管理者からの申し出があった場合において、市は必要が

あると認めるときは、指定管理者の負担により指定管理者に行わせることができる。この場合において、市及び指定管理者は、当該資本的支出及び大規模修繕に係る施設・設備の所有権、管理責任、原状回復の必要性等の本協定の期間満了時の取扱いその他必要な事項を定めるものとする。

（緊急時の対応）

第１４条　指定期間中、本業務の実施に関連して事故、災害等の緊急事態（以下「事故等」という。）が発生した場合、指定管理者は直ちに必要な措置を講じるとともに、市（消防、保健所等を含む。）、警察その他の行政機関関係者に対して事故等発生の旨を通報しなければならない。

２　市は、前項の通報を受けたときは、直ちに指定管理者への必要な指示を行うとともに、必要に応じて文化センター等の現地調査その他必要な対応を行うものとする。

３　事故等が発生した場合、指定管理者は市と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

（防災対策）

第１５条　指定管理者は、消防法（昭和２３年法律第１８６号）その他関係法令を遵守し、市と連携して、必要な防災対策を講じるものとする。

２　指定管理者は、防火管理者を選任したときは、市に報告するとともに、消防計画を作成した場合は、その写しを市に提出するものとする。

３　市は、防災対策の実施に関し、市の直接管理する公の施設と同様の研修、情報提供を指定管理者に対して行うものとする。

第４章　情報の取扱い

（情報の保護）

第１６条　指定管理者は、本業務を処理するための個人情報その他の情報の取扱いに当たっては、利用者その他関係者の権利利益を侵害することのないよう、適正に取り扱わなければならない。

（守秘義務）

第１７条　指定管理者の役員及び職員は、本業務を処理するために知り得た秘密を、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（個人情報の保護）

第１８条　指定管理者は、本協定による事務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第６６条及び第６７条の規定及び個人情報の取扱いに係る特記事項を守らなければならない。

２　指定管理者は、前項の個人情報について、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、市に対する開示請求、訂正請求又は利用停止請求があった場合において、市から開示、訂正又は利用停止の要求があったときは、速やかにこれに応じなければならない。
３　指定管理者は、本業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。
４　指定管理者は、市の指示又は承諾があるときを除き、本業務に関して知り得た個人情報を当該事務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。
５　指定管理者は、市の指示又は承諾があるときを除き、本業務を処理するために市から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
６　指定管理者は、本業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、市の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。
７　指定管理者は、指定の期間が終了し、又は指定を取り消されたときは、本業務を処理するために市から貸与され、又は指定管理者が収集し、若しくは作成した個人情報を自己又は市以外の者のために使用してはならない。
８　前項の場合において、指定管理者は、個人情報が記録された資料等を、指定の期間が終了し、又は指定を取り消された後直ちに市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に方法を指示したときは、当該方法によるものとする。

（情報公開）
第１９条　指定管理者は、浜松市情報公開条例（平成１３年浜松市条例第３２号）第２３条の２第１項の規定に基づき、本業務を行うに当たって保有する文書の公開に努めなければならない。

（事故発生時における報告）
第２０条　指定管理者は、この章の規定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに市に報告し、市の指示に従うものとする。指定の期間が終了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

第５章　備品等の扱い

（市の備品の管理）
第２１条　指定管理者は、別紙１に定める第Ⅰ種備品を、本業務実施のために供するものとする。
２　指定管理者は、指定期間中、第Ⅰ種備品を常に良好な状態に保たなければならない。
３　第Ⅰ種備品が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、指定管理者は、速やかに市に報告するものとし、市は、必要に応じて当該第Ⅰ種備品の同等物品を購入し、 又は調達する。ただし、市との協議により、指定管理者は、第Ⅱ種備

品として当該第Ｉ種備品の同等物品を購入又は調達することができる。
４　指定管理者は、故意又は過失により第Ｉ種備品をき損滅失したときは、市との協議により、必要に応じて市に対しこれを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入し、又は調達し、市に寄附しなければならない。
５　指定管理者は、第Ｉ種備品について、浜松市物品管理規則（昭和４０年浜松市規則第１８号）に基づく市の管理に協力しなければならない。

（指定管理者による備品等の購入等）
第２２条　指定管理者は、別紙１に定める第Ⅱ種備品を、自己の費用により購入又は調達し、本業務実施のために供するものとする。
２　第Ⅱ種備品が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、指定管理者は、自己の費用で当該備品等を購入又は調達するものとする。
３　指定管理者は、第Ⅱ種備品について、物品管理台帳を作成し、原則として備品標識を付さなければならない。
４　指定管理者は、指定管理者の任意により第Ⅲ種備品を購入又は調達することができる。
５　指定管理者は、第Ⅲ種備品について、物品管理台帳を作成し、必要に応じて備品標識を付さなければならない。

（備付物品の管理）
第２２条の２　指定管理者は、別紙１に定める備付物品を本業務実施のために供するものとする。
２　指定管理者は、指定期間中、備付物品を常に良好な状態に保たなければならない。
３　備付物品が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、指定管理者は、速やかに市に報告するものとし、市は、必要に応じて当該備付物品の同等物品を購入又は調達する。ただし、市との協議により、指定管理者は、第Ⅱ種備品として当該備付物品の同等物品を購入又は調達することができる。
４　指定管理者は、故意又は過失により備付物品を毀損滅失したときは、市との協議により、必要に応じて市に対しこれを弁償又は自己の費用で当該備付物品と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達し、市に寄附しなければならない。

第６章　業務実施に係る市の確認事項

（事業計画書）
第２３条　指定管理者は、毎年度３月３１日までに、翌年度の事業計画書を提出し、市の確認を得なければならない。
２　市及び指定管理者は、事業計画書を変更しようとするときは、市と指定管理者の協議により決定するものとする。

（日報）

第２４条　指定管理者は、毎開館日の終了後、速やかに次の各号に示す事項を記載した日報を作成しなければならない。

(1)　管理業務の実施状況に関する事項

(2)　自主事業の実施状況に関する事項

(3)　事故・苦情等の対応状況に関する事項

(4)　施設・設備の損傷及び不具合に関する事項

(5)　その他市が指示する事項

２　指定管理者は、作成した日報を管理施設に備え置き、市の求めがあるときは市に提出しなければならない。

（月次報告書）

第２５条　指定管理者は、月の終了後、速やかに次の各号に示す事項を記載した月次報告書を提出しなければならない。

(1)　管理業務の実施状況に関する事項

(2)　自主事業の実施状況に関する事項

(3)　事故・苦情等の対応状況に関する事項

(4)　施設・設備の損傷及び不具合に関する事項

(5)　その他市が指示する事項

（事業報告書）

第２６条　指定管理者は、毎年度終了後、本業務に関し、５月１５日までに次の各項に示す事項を記載した事業報告書を提出しなければならない。

(1)　本業務の実施状況に関する事項

(2)　管理施設の利用状況に関する事項

(3)　使用料または利用料金収入の実績

(4)　本業務に係る収支状況

(5)　提案した事業の実施状況に関する事項

(6)　自主事業の実施状況

(7)　自主事業に係る収支状況

(8)　利用者の苦情、要望又は意見に関する事項

(9)　施設・設備の損傷及び不具合に関する事項

(10)　事後評価での指摘及び意見に対する対応状況

(11)　指定管理者との協定書で定める管理の状況を把握するために必要な事項

(12)　指定管理者による自己評価

(13)　労働関係法令について

(14)　施設運営に関する意見・要望について

(15) その他市が指示する事項

２　指定管理者は、市が年度途中において指定管理者に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から３０日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

３　市は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、指定管理者に対して文書による報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。

（市による業務実施状況の確認）

第２７条　市は前条により指定管理者が提出した事業報告書に基づき、指定管理者が行う業務の実施状況及び施設の管理状況の確認を行うものとする。

２　市は、前項における確認のほか、指定管理者による業務実施状況等を確認することを目的として、随時、管理施設へ立ち入ることができる。また、市は、管理物件の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、随時当該管理の業務又は経理等の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指導をすることができる。

３　指定管理者は、市から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

（市による業務の改善勧告）

第２８条　前条による確認の結果、指定管理者が本協定に定める義務を履行しない場合は、市は指定管理者に対して業務の改善を勧告するものとする。

２　指定管理者は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、当該勧告に従わない正当な理由のある場合を除いて、速やかにそれに応じなければならない。

（市による業務の指示）

第２９条　前条による勧告に応じない場合、市は指定管理者に対し必要な指示をすることができる。

（その他報告事項）

第２９条の２　本協定に別段の定めがある場合を除き、本業務執行上の誤り、施設、システム等のトラブル、指定管理者の違法又は不正な行為（第１２条第１項ただし書の規定に基づき第三者に本業務の一部を実施させた場合を含む。）並びに指定管理者の役員及び当該管理施設職員の非違行為が発生した場合、指定管理者は、直ちに市に報告しなければならない。

第７章　指定管理料及び利用料金

（指定管理料の支払い）

第３０条　指定期間のうち７年４月１日から１０年３月３１日までの期間に係る指定管理料は、金○，○○○，○○○円とし、その内訳は、次のとおりとする。

(1) ７年度　○，○○○，○○○円（うち消費税及び地方消費税の額○円※）

(2) ８年度　○，○○○，○○○円（うち消費税及び地方消費税の額○円※）

(3) ９年度　○，○○○，○○○円（うち消費税及び地方消費税の額○円※）

※指定管理料のうち消費税及び地方消費税相当額については、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）並びにこれらを改正する法律で定める税率によるものとする。なお、本協定の締結日以降に消費税率の変更があったときは、消費税及び地方消費税相当額を変更後の税率によるものとする。

２　指定管理料は、前項各号に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を月割によって計算した額を、毎月、指定管理者の請求により支払うものとする。この場合において当該額に１円未満の端数があるときは、その端数金額は、すべて当該年度の最初の月に合算するものとする。

３　前項の規定による請求は、当該月の末日から２０日以内に、当該月の指定管理料の支払いに関する請求書を市に送付することにより行うものとする。

４　市は、前項の請求書を受領した日から３０日以内に、当該請求書に係る指定管理料を支払うものとする。

５　市は、指定管理者が本協定に定める義務を履行しない場合は、指定管理者に対して、指定管理料の減額を請求することができる。

６　前項の規定により指定管理料の減額を請求する場合において、その減額割合は次の各号のいずれかの方法により定めるものとする。

(1)　仕様書等に減額割合についての定めがあるときは、市がその定めに基づき決定し、指定管理者に通知する。

(2)　仕様書等に減額割合についての定めがないときは、市と指定管理者が協議して決定する。

（指定管理料の変更）

第３１条　市又は指定管理者は、指定期間中に賃金水準又は物価水準の変動により当初合意された指定管理料が不適当となったと認めたときは、相手方に対して通知をもって指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。

２　市又は指定管理者は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。

３　変更の要否や変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

（利用料金収入の取扱い）

第３２条　指定管理者は、文化センター等に係る利用料金を当該指定管理者の収入として、収受することができる。

~~２　市は、まつぼっくりにおける口座振替により文化センター等の利用者から市の口座に~~

~~振り込まれた文化センター等に係る利用料金相当分を、指定管理者に支払う。~~

~~3　市は、前項に規定する利用料金に係る利用料金還付が発生する場合において、利用者から申請があったときは、当該利用料金を利用者に返還し、その後指定管理者は、市が返還した利用料金相当分を市に納入する。~~

~~4　指定管理者は、第2項に規定する利用料金に係る利用料金還付が発生する場合において、利用者からの申請があったときは、当該利用料金を利用者に返還する。~~

（利用料金の決定等）

第３３条　利用料金は、本条例別表に定める額（同表に定める使用の単位（備付物件に係る使用の単位を含む。）を変更し、又は新たな単位を設定する場合にあっては、同表の規定による額を基準として市が別に定めるところにより算定した額）の範囲内において、指定管理者が市の承認を得て定めなければならない。指定管理者が文化センター等の利用に係るキャンセル料（利用者が本規則第１１条第１項各号（利用料金の還付に関する規定）に定める日前までに利用の許可の取消しを申し出なかった場合に当該利用者が支払うべきであった利用料金に相当する額の範囲内において指定管理者が定める料金をいう。以下同じ。）を徴収する場合にあっても、同様とする。

２　指定管理者は、本条例第１０条の２の規定により利用料金を減額し、若しくは免除し、又は本条例第□条の規定により利用料金を還付するときは、本規則第 10 条第１項及び第 10 条第 2 項により指定管理者が定めた審査基準に基づき行わなければならない。

（利用料金の公表）

第３４条　指定管理者は、前条第１項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料金及びキャンセル料の額を文化センター等の利用パンフレット、インターネット等の方法により公表しなければならない。

第８章　損害賠償及び不可抗力

（損害賠償等）

第３５条　指定管理者は、故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市が特別の事情があると認めたときは、市は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

（第三者への賠償）

第３６条　本業務の実施において、指定管理者に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、指定管理者はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が市の責めに帰すべき事由又は市、指定管理者双方の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りではない。

２　市は、指定管理者の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、指定管理者に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

（保険）

第３７条　本業務の実施にあたり、市が付保しなければならない保険は、次のとおりである。

(1)　建物総合損害共済

２　本業務の実施にあたり、指定管理者が付保しなければならない保険は、次のとおりである。

(1)　施設賠償責任保険その他必要な保険

（不可抗力発生時の対応）

第３８条　不可抗力が発生した場合、指定管理者は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

（不可抗力によって発生した費用等の負担）

第３９条　不可抗力の発生に起因して指定管理者に損害・損失や増加費用が発生した場合、指定管理者は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって市に通知するものとする。

２　市は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で市と指定管理者の協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

３　不可抗力の発生に起因して指定管理者に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で市が負担するものとする。なお、指定管理者が付保した保険によりてん補された金額相当分については、市の負担に含まないものとする。

４　不可抗力の発生に起因して市に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については市が負担するものとする。

（不可抗力による一部の業務実施の免除）

第４０条　前条第２項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、指定管理者は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

２　指定管理者が不可抗力により本業務の一部を実施できなかった場合、市は、指定管理者との協議の上、指定管理者が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

（不可抗力発生時の施設の管理）

第４１条　市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、文化センター等の使用を停止し、市の管理下に置くことができるものとする。

(1)　気象業務法（昭和２７年法律第１６５号）第１１条の２第１項の規定に基づく東海地

震等に関する観測情報、注意情報若しくは予知情報が発表された場合、大規模地震対策特別措置法（昭和５３年法律第７３号）第９条第１項の規定による警戒宣言が発せられた場合及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）第２５条第１項（第１８３条において準用する場合を含む。）の規定による指定を浜松市が受けた場合において、市民の安全確保のために浜松市浜北文化センター及び浜松市・市民ミュージアム浜北の使用を停止する必要があると市が認めるとき。

(2)　不可抗力が発生し、浜松市浜北文化センター及び浜松市・市民ミュージアム浜北を災害救援等の支援施設として使用させる必要があると市が認めるとき。

２　前項の場合において、指定管理料の取扱いその他必要な事項については、市、指定管理者協議の上、決定するものとする。

（リスク分担）

第４２条　本業務に関するリスク分担は、別紙２のとおりとする。

第９章　指定期間の満了等

（業務の引継ぎ等）

第４３条　指定管理者は、指定期間の終了による本協定の終了（以下第４５条までにおいて同じ。）に際し、市又は市が指定するものに対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

２　市は、必要があると認める場合には、本協定の終了に先立ち、指定管理者に対して市又は市が指定するものによる管理施設の視察、施設・設備の確認又文化センター等管理に関する経理状況に関する資料の提出を申し出ることができるものとする。

３　指定管理者は、市から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

（原状回復義務）

第４４条　指定管理者は、本協定の終了の日までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、市に対して管理物件を明け渡し及び引き渡さなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、市が認めた場合には、指定管理者は管理物件の原状回復は行わずに、別途市が定める状態で市に対して管理物件を明け渡し及び引き渡すことができるものとする。

３　指定管理者が第１項に定める義務を履行せず、管理施設に工作物等が残置されているときは、市は指定管理者が当該工作物等の所有権を放棄したものとみなして、任意にこれを処分することができる。この場合において、市に当該工作物等の撤去費用が生じたときは、当該費用を指定管理者に請求することができる。

（協定終了時の備品等の扱い）

第４５条　本協定の終了に際し、備品等の扱いについては、次のとおりとする。

(1) 第Ⅰ種備品及び備付物品については、指定管理者は、市又は市が指定するものに対して引き継がなければならない。

(2) 第Ⅱ種備品については、指定管理者は、市又は市が指定するものに対して無償で譲渡しなければならない。

(3) 第Ⅲ種備品については、指定管理者が自己の責任と費用で撤去しなければならない。ただし、市と指定管理者の協議において両者が合意した場合、指定管理者は、市又は市が指定するものに対して、無償又は有償で譲渡することができるものとする。

第１０章　指定期間満了以前の指定の取消し

（市による指定の取消し等）

第４６条　市は、浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成２０年浜松市条例第６１号）第１３条第２項の規定により、指定管理者が次の号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、または期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

＜例示＞

(1)　指定管理者が本業務等に際し、法令又は本協定に違反したとき。

(2)　指定管理者が市の地方自治法第２４４条の２第１０項の規定による指示に従わないとき。

(3)　本業務に際し不正行為があったとき。

(4)　指定管理者が市に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。

(5)　指定管理者が本協定内容を履行しないとき。

(6)　指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理者から本協定締結の解除の申出があったとき。

(7)　市が定めた行政手続法に基づく処分基準その他指定管理者に対する処分に関する基準に該当するとき

(8)　指定管理者（指定管理者が共同事業体であるときは、そのいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

であると認められるとき。

イ　暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認めるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　本業務に係る下請契約その他の契約に当たり、その相手方が、アからオまでのいずれかに該当すること（相手方が個人の場合は、役員等をその者と読み替える。）を知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　指定管理者が、アからオまでのいずれかに該当する者（個人の場合は、役員等をその者と読み替える。）を本業務に係る下請契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、市が指定管理者に対して当該契約の解除を求め、指定管理者がこれに従わなかったとき。

(9)　その他指定管理者の責めに帰すべき事由により、市が指定管理者による本業務を継続することが適当でないと認めるとき。

２　市は、前項に基づいて指定の取消し等を行おうとする際は、行政手続法に定めるところにより事前に意見陳述のための手続を執らなければならない。

３　第１項の規定により指定の取消し等を行った場合において、指定管理者に損害・損失や増加費用が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

また、指定管理者は、指定の取り消し等があった日後の利用に係る利用料金を事前に収受した場合は、第３２条第２項の規定に関わらず、市の指示するところにより、その利用料金に相当する金額を次の指定期間に係る指定管理者又は市に支払わなければならない。

４　指定管理者は、第１項の規定により指定を取り消された場合にあっては、取消しの日から３年間は本市の指定管理者候補に応募することができないものとする。

第４６条の２　前条第１項各号に掲げる場合のほか、市は、管理施設を休止するとき又は本業務の範囲若しくは管理の基準の大幅な変更により指定管理者による本業務の継続が適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消すことができる。

２　前条第２項の規定は、前項の規定による指定の取り消しについて準用する。

（指定管理者による指定の取消しの申出）

第４７条　指定管理者は次のいずれかに該当する場合、市に対して指定の取消しを申し出ることができるものとする。また、第４号に規定する事由が生じたときは、速やかに市長に報告するものとする。

(1)　市が本協定内容を履行せず、又はこれに違反したとき。
(2)　市が任意に指定の取消しを申出たとき。
(3)　市の責めに帰すべき事由により指定管理者が損害または損失を被ったとき。
(4)　指定管理者の責めに帰さない事由により、管理運営業務の継続が困難になったとき。
２　市は、前項の申出を受けた場合、指定管理者との協議を経てその処置を決定するものとする。

（不可抗力による指定の取消し）
第４８条　市又は指定管理者は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。
２　協議の結果やむを得ないと判断された場合は、市は指定の取消しを行うものとする。
３　前項における取消しによって指定管理者に発生する損害・損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で市が負担することを原則として市と指定管理者の協議により決定するものとする。

（違約金）
第４９条　指定管理者は、第４６条の規定により、指定を取り消され、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、１ヶ月分の指定管理料に相当する額（指定管理料が生じない場合にあっては、施設の１ヶ月分の管理運営に要する費用を基準として市長が定める額を違約金として市が指定する期日までに納めなければならない。
２　前項の規定により違約金が生じた場合において、市に未払いの指定管理料があるときは、市は、当該違約金債権と当該未払いの指定管理料債務を対当額にて消滅させることができる。

（取消し等による損害の賠償）
第５０条　指定管理者は、違約金によって、第４６条の規定による指定の取消し、又は本業務の全部若しくは一部の停止により市に与えた損害を補てんすることができないときは、その不足額に相当する金額を賠償しなければならない。
２　地方自治法第２４４条の２第１１項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害・損失や増加費用が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

（指定期間満了以前の取扱い）
第５１条　第４３条から第４５条までの規定は、第４６条から第４８条までの規定により本協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、市と指定管理者が合意した場合はその限りではない。

第１１章　その他

（暴力団排除に関する協力義務）

第５２条　指定管理者は、本業務の遂行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、市に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

２　指定管理者は、本業務に係る下請契約その他の契約に際しては、当該契約の相手方に対し、当該契約に係る業務の遂行にあたって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、指定管理者を通じて市に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行なうよう求めなければならない。

（権利・義務の譲渡の禁止）

第５３条　指定管理者は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に市の承諾を受けた場合はこの限りでない。

（法人格の変更等）

第５４条　指定管理者（共同事業体の場合は、「指定管理者又は指定管理者を構成する団体」）は、合併、分割等により、法人格の変更又は団体を構成する要素の重要な変更（以下「法人格の変更等」という。）が見込まれる場合には、速やかに市に報告しなければならない。

２　市は、前項の報告があった場合は、法人格の変更等について確認するために必要な書類の提出を求めることができるものとする。

３　指定管理者は、前項の規定に基づき市から求めがあったときは、速やかに必要な書類を市に提出しなければならない。

（本業務の範囲外の業務）

第５５条　指定管理者は、文化センター等の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

２　指定管理者は、自主事業を実施する場合は、市に対して自主事業の計画書を提出し、事前に市の承諾を受けなくてはならない。その際、市と指定管理者は必要に応じて協議を行うものとする。

３　市及び指定管理者は、自主事業を実施するに当たって、別途の自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

４　指定管理者は、応募時に実施の提案をした自主事業について実施しなければならない。ただし、市が認める特別の理由がある場合はこの限りでない。

（委託業務）

第５６条　市は、文化センター等施設において行う次の業務を指定管理者に委託し、指定管理者はこれを受託するものとする。

(1)　使用料徴収業務
(2)　まつぼっくりによる施設間の受付業務及びそれに伴う料金徴収業務
２　市及び指定管理者は、前項の業務に関する委託契約を締結するものとする。
３　指定管理者は、第１項第２号の業務を実施するに当たり、当該施設の管理者と委託契約を締結するものとする。

（本業務の実施に係る指定管理者の口座）
第５７条　指定管理者は、本業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、本業務に固有の口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。ただし、市と指定管理者間の協議により、固有の口座を開設しなくとも支出及び収入を適切に管理できる場合はこの限りでない。

（請求、通知等の様式その他）
第５８条　本協定に関する市と指定管理者との間の請求、通知、申請、申出、報告、承認、承諾及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面又は電子データにより行わなければならない。
２　本協定の履行に関して市と指定管理者間で用いる言語は、日本語とする。
３　本協定の履行に関して市と指定管理者間で用いる計量単位は、本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成４年法律第５１号)の定めるところによる。

（協定の変更）
第５９条　本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、市及び指定管理者は、協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

（解　釈）
第６０条　市が本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、市が指定管理者の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

（疑義についての協議）
第６１条　本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、市及び指定管理者は、協議の上、これを定めるものとする。

（年度協定の締結）
第６２条　本協定に基づき、市及び指定管理者は、協議の上、年度協定を締結することが出来る。

（裁判管轄）
第６３条　本協定から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、文化センター等の

所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

（共同事業体の場合における特記事項）

第６４条　本協定に関する指定管理料の請求、受領、返還に関する事項は、指定管理者１が行うこととする。

２　前項に定める事項を除き、指定管理者１～指定管理者３は、本業務を連帯して行うものとする。

本協定を証するため、本書を２通作成し、市と指定管理者がそれぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

○○年○○月○○日

所在地　浜松市中央区元城町１０３番地の２
市　名　称　浜松市
代表者　浜松市長　中　野　祐　介　印

共同事業体の場合は、下記の表記とする

指定管理者		所在地	○○市○区○町○番地
		名　称	○○グループ
		代表者	○○
指定管理者１	代表者	所在地	
		名　称	
		代表者	印
指定管理者２	構成員	所在地	
		名　称	
		代表者	印
指定管理者３	構成員	所在地	
		名　称	
		代表者	印

個人情報の取扱いに係る特記事項

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）に基づき、個人情報を取り扱う際には、以下の事項を遵守しなければならない。

１　指定管理者は、本協定の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定期間が終了した後も同様とする。

２　指定管理者は本協定の履行に関して知り得た個人情報について、市が指定した目的の範囲内でしか利用してはならない。

３　指定期間終了後、市の指示により保管を要するものとされた個人情報は、市が指定した目的の範囲内で使用することができる。ただし、市がその利用を停止するように求めたときは、指定管理者は直ちに利用を停止しなければならない。

４　指定管理者は業務上の目的で個人情報を取り扱う場合であっても、次の各号に掲げる行為を行う場合については、当該行為を行うことができる場合を必要最小限に限定しなければならない。

(1) 個人情報を複製する場合

(2) 個人情報を送信する場合

(3) 個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し

(4) その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

５　指定管理者は組織的安全管理措置として次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 組織体制の整備

(2) 個人情報の取扱いに係る規律に従った運用

(3) 個人情報の取扱状況を確認する手段の整備

(4) 漏えい等の事案に対応する体制の整備

(5) 個人情報の取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し

６　指定管理者は人的安全管理措置として、従事者に必要な教育をしなければならない。

７　指定管理者は物理的安全措置として、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 個人情報を取り扱う区域を限定しなければならない。

(2) 個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行わなければならない。

(3) 個人情報が記録されている媒体を外部へ送付し又は持ち出す場合には、市の許可を得るとともに、パスワード等を使用して権限を識別する機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置をとる。

８　指定管理者は技術的安全管理措置として次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 当該個人情報にアクセスする権限を有する者の範囲と権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しなければならない。

(2) アクセス権限を有しない者は、個人情報にアクセスしてはならない。

(3) アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で個人情報にアクセスしてはならず、アクセスは必要最小限としなければならない。

(4) アクセス状況を記録し、その記録を一定期間保存し、及びアクセス記録を定期的に分析しなければならない。また、アクセス記録が改ざんされないように必要な措置をとらなければならない。

(5) 外部からの不正アクセスを防止するため、必要な措置をとらなければならない。

(6) 個人情報を含む電磁的記録又は媒体の誤送信・誤送付、又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務・作業において取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の従業員による確認やチェックリストの活用等の必要な措置をとる。

9 指定管理者は、個人情報の漏えい等の事案が発生した場合は、直ちに市に通報するとともに、その詳細について書面をもって報告しなければならない。あわせて、漏えいした個人情報の拡散を防止する等の必要な措置をとらなければならない。

10 指定管理者は、個人情報又は個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、業務責任者の指示に従い、一切の個人情報を溶解、焼却、切断等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。その際に市が立ち会いを求めた時は、業務に特別な支障を生じることがない限り拒むことはできない。

11 前項の規定により、廃棄を実施した場合は、その処分内容を書面により市に報告しなければならない。また、保有した個人情報をそのまま返却する場合においても同様に報告しなければならない。

12 指定管理者は、市の求めに応じ、個人情報の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、報告しなければならない。また、業務に特別の支障を生じる場合を除いて、市が実地検査を求めたときはこれに応じなければならない。

13 指定管理者は、業務の一部を第三者に委託（委託先が指定管理者の子会社である場合も含む。）する場合には、個人情報の取扱いについて第1項から第10項までの措置をとるように委託先を監督しなければならない。

※現在、大規模改修工事のため物品移設R7.6に戻す

【大ホール舞台】

番号	品名	備考
1	MDデッキ	
2	効果器スポット	
3	効果器スポット	
4	ポール	金属操作棒
5	ポール	金属操作棒
6	台車	折畳椅子用
7	台車	折畳椅子用
8	事務机	片袖机
9	演台	講演台
10	作業台	めくり台
11	置台	物置台
12	平台	3尺×6尺(26台)
13	平台	〃
14	平台	〃
15	平台	〃
16	平台	〃
17	平台	〃
18	平台	〃
19	平台	〃
20	平台	〃
21	平台	〃
22	平台	〃
23	平台	〃
24	平台	〃
25	平台	〃
26	平台	〃
27	平台	〃
28	平台	〃
29	平台	〃
30	平台	〃
31	平台	〃
32	平台	〃
33	平台	〃
34	平台	〃
35	平台	〃
36	平台	〃
37	平台	〃
38	平台	4尺×6尺(20台)
39	平台	〃
40	平台	〃
41	平台	〃
42	平台	〃
43	平台	〃
44	平台	〃
45	平台	〃
46	平台	〃
47	平台	〃
48	平台	〃

49	平台	〃
50	平台	〃
51	平台	〃
52	平台	〃
53	平台	〃
54	平台	〃
55	平台	〃
56	平台	〃
57	平台	〃
58	平台	6尺×6尺(10台)
59	平台	〃
60	平台	〃
61	平台	〃
62	平台	〃
63	平台	〃
64	平台	〃
65	平台	〃
66	平台	〃
67	平台	〃
68	平台	2尺×6尺(20台)
69	平台	〃
70	平台	〃
71	平台	〃
72	平台	〃
73	平台	〃
74	平台	〃
75	平台	〃
76	平台	〃
77	平台	〃
78	平台	〃
79	平台	〃
80	平台	〃
81	平台	〃
82	平台	〃
83	平台	〃
84	平台	〃
85	平台	〃
86	平台	〃
87	平台	〃
88	平台	4尺×4尺(3台)
89	平台	〃
90	平台	〃
91	平台	指揮者台
92	踏み台	ステージ階段
93	踏み台	ステージ階段
94	整理棚	
95	舞台用具	金・銀屏風(箱込)
96	舞台用具	コード掛け
97	舞台用具	コード掛け
98	シート	地がすり
99	シート	地がすり

100	シート	地がすり
101	台車	平台用
102	台車	〃
103	台車	〃
104	台車	〃
105	台車	〃
106	台車	〃
107	スピーカー	JBL4520
108	スピーカー	〃
109	スピーカー	JBL4560BKA
110	スピーカー	〃
111	スポットライト	平凸8吋（80台）
112	スポットライト	
113	スポットライト	
114	スポットライト	
115	スポットライト	
116	スポットライト	
117	スポットライト	
118	スポットライト	
119	スポットライト	
120	スポットライト	
121	スポットライト	
122	スポットライト	
123	スポットライト	
124	スポットライト	
125	スポットライト	
126	スポットライト	
127	スポットライト	
128	スポットライト	
129	スポットライト	
130	スポットライト	
131	スポットライト	
132	スポットライト	
133	スポットライト	
134	スポットライト	
135	スポットライト	
136	スポットライト	
137	スポットライト	
138	スポットライト	
139	スポットライト	
140	スポットライト	
141	スポットライト	
142	スポットライト	
143	スポットライト	
144	スポットライト	
145	スポットライト	
146	スポットライト	
147	スポットライト	
148	スポットライト	
149	スポットライト	
150	スポットライト	

151	スポットライト	
152	スポットライト	
153	スポットライト	
154	スポットライト	
155	スポットライト	
156	スポットライト	
157	スポットライト	
158	スポットライト	
159	スポットライト	
160	スポットライト	
161	スポットライト	
162	スポットライト	
163	スポットライト	
164	スポットライト	
165	スポットライト	
166	スポットライト	
167	スポットライト	
168	スポットライト	
169	スポットライト	
170	スポットライト	
171	スポットライト	
172	スポットライト	
173	スポットライト	
174	スポットライト	
175	スポットライト	
176	スポットライト	
177	スポットライト	
178	スポットライト	
179	スポットライト	
180	スポットライト	
181	スポットライト	
182	スポットライト	
183	スポットライト	
184	スポットライト	
185	スポットライト	
186	スポットライト	
187	スポットライト	
188	スポットライト	
189	スポットライト	
190	スポットライト	
191	スポットライト	フレネル8吋（45台）
192	スポットライト	
193	スポットライト	
194	スポットライト	
195	スポットライト	
196	スポットライト	
197	スポットライト	
198	スポットライト	
199	スポットライト	
200	スポットライト	
201	スポットライト	

202	スポットライト	
203	スポットライト	
204	スポットライト	
205	スポットライト	
206	スポットライト	
207	スポットライト	
208	スポットライト	
209	スポットライト	
210	スポットライト	
211	スポットライト	
212	スポットライト	
213	スポットライト	
214	スポットライト	
215	スポットライト	
216	スポットライト	
217	スポットライト	
218	スポットライト	
219	スポットライト	
220	スポットライト	
221	スポットライト	
222	スポットライト	
223	スポットライト	
224	スポットライト	
225	スポットライト	
226	スポットライト	
227	スポットライト	
228	スポットライト	
229	スポットライト	
230	スポットライト	
231	スポットライト	
232	スポットライト	
233	スポットライト	
234	スポットライト	
235	スポットライト	
236	スポットライト	フレネルレンズ（15台）
237	スポットライト	
238	スポットライト	
239	スポットライト	
240	スポットライト	
241	スポットライト	
242	スポットライト	
243	スポットライト	
244	スポットライト	
245	スポットライト	
246	スポットライト	
247	スポットライト	
248	スポットライト	
249	スポットライト	
250	スポットライト	
251	スポットライト	照明用ハイスタンド
252	スポットライト	〃

253	スポットライト	〃
254	スポットライト	〃
255	スポットライト	〃
256	スポットライト	〃
257	スポットライト	〃
258	スポットライト	〃
259	スポットライト	ロアーホリゾントライト
260	黒板	
261	台車	
262	電気掃除機	
263	旗	県旗(ポール付)
264	舞台幕	紗幕
266	作業台	ライトタワー
268	折畳み机	
269	折畳み机	
270	照明用器具	ボーダーコンセント切替BOX
271	電源	
272	平台	6尺×6尺
273	平台	〃
274	平台	〃
275	平台	〃
276	平台	〃
277	平台	〃
278	平台	〃
279	平台	〃
280	平台	〃
281	平台	〃
282	平台	4尺×6尺
283	平台	〃
284	平台	〃
285	平台	〃
286	平台	〃
287	平台	〃
288	平台	〃
289	平台	〃
290	平台	〃
291	平台	〃

浜北文化センター

【大ホール倉庫】

番号	品名	備考
1	特殊用途机	舞台用膜長テーブル
2	台車	
3	照明用器具	パーライト
4	照明用器具	〃
5	照明用器具	〃
6	照明用器具	〃
7	整理棚	
8	整理棚	
9	整理棚	
10	整理棚	
11	整理棚	
12	舞台用具	ミラーボール(小)
13	置台	リハ室前倉庫
14	舞台用具	ミラーボール(2尺)
15	スピーカー	
16	スピーカー	
17	放送設備	16chマルチボックス
18	放送設備	〃
19	放送設備	〃
20	放送設備	〃
21	放送設備	〃
22	放送設備	〃
23	放送設備	〃
24	放送設備	〃
25	放送設備	〃
26	放送設備	〃
27	放送設備	〃
28	放送設備	8chマルチボックス
29	放送設備	〃
30	~~機器スタンド~~	床上大(小ホール楽屋通路へ移動)
31	~~機器スタンド~~	〃　(〃)
32	機器スタンド	中スタンド
33	機器スタンド	〃
34	機器スタンド	〃
35	機器スタンド	〃
36	機器スタンド	〃
37	機器スタンド	〃
38	機器スタンド	〃
39	機器スタンド	〃
40	機器スタンド	〃
41	機器スタンド	〃
42	機器スタンド	〃
43	機器スタンド	〃
44	機器スタンド	小3段
45	機器スタンド	〃
46	機器スタンド	小4段
47	スポットライト	プロジェクタースポット

48	スポットライト	〃
49	スポットライト	〃
50	スポットライト	フレネル４．５吋
51	スポットライト	〃
52	スポットライト	〃
53	スポットライト	〃
54	スポットライト	〃
55	スポットライト	〃
56	スポットライト	〃
57	スポットライト	〃
58	スポットライト	〃
59	スポットライト	〃
60	スポットライト	〃
61	スポットライト	〃
62	スポットライト	〃
63	スポットライト	〃
64	スポットライト	エリスポットライト
65	スポットライト	〃
66	スポットライト	〃
67	スポットライト	〃
68	スポットライト	花道フットライト
69	スポットライト	〃
70	ストリップライト	
71	ストリップライト	
72	ストリップライト	
73	ストリップライト	
74	ストリップライト	
75	ストリップライト	
76	ストリップライト	
77	ストリップライト	
78	ストリップライト	
79	ストリップライト	
80	ストリップライト	
81	ストリップライト	
82	ストリップライト	
83	ストリップライト	
84	ストリップライト	
85	ストリップライト	
86	効果器スポット	ディスエフェクトマシン
87	効果器スポット	〃
88	効果器スポット	芯なしエフェクト
89	効果器スポット	〃
90	効果器スポット	ディスクエフェクト
91	工芸品	大花瓶
92	スポットライト	エフェクトスポットライト
93	スポットライト	〃
94	効果器スポット	マルチストロボ
95	効果器スポット	ドラムマシン
96	効果器スポット	波のエフェクト
97	効果器スポット	〃
98	効果器スポット	ディスクエフェクト

99	効果器スポット	〃
100	先玉	オブジェクティブレンズ4吋
101	先玉	〃
102	先玉	オブジェクティブレンズ6吋
103	先玉	〃
104	スポットライト	エフェクトスポットライト
105	効果器スポット	マルチストロボ
106	効果器スポット	RDS－ESM
107	先玉	オブジェクティブレンズ4吋
108	先玉	オブジェクティブレンズ6吋
109	スポットライト	FQ型1．5KW
110	スポットライト	〃
111	スポットライト	〃
112	スポットライト	〃
113	効果器スポット	カレイドマシーン
114	照明用器具	PL－5
115	照明用器具	〃
116	照明用器具	〃
117	照明用器具	〃
118	照明用器具	〃
119	照明用器具	〃
120	照明用器具	〃
121	照明用器具	〃
122	照明用器具	PL－10
123	照明用器具	〃
124	照明用器具	〃
125	照明用器具	〃
126	照明用器具	〃
127	照明用器具	〃
128	照明用器具	〃
129	照明用器具	〃
130	工芸品	花瓶
131	スポットライト	ズームエリプス
132	スポットライト	〃
133	効果器スポット	スパイラルマシン
134	照明用器具	PL－10
135	照明用器具	〃
136	照明用器具	〃
137	照明用器具	〃
138	照明用器具	〃
139	照明用器具	〃
140	照明用器具	〃
141	照明用器具	〃
142	照明用器具	〃
143	照明用器具	〃
144	照明用器具	〃
145	照明用器具	〃
146	照明用器具	〃
147	照明用器具	〃
148	照明用器具	〃
149	照明用器具	〃

150	スポットライト	ニューカッターライト
151	スポットライト	〃
152	スポットライト	〃
153	スポットライト	〃
154	スピーカー	エレクトロボイススピーカー
155	スピーカー	〃
156	機器スタンド	スピーカースタンド
157	機器スタンド	〃
158	スピーカー	アンプ内蔵スピーカー
159	スピーカー	〃
160	スポットライト	
161	スポットライト	
162	スポットライト	
163	スポットライト	
164	無線受信機	ワイヤレス受信機
165	無線受信機	〃
166	アンテナ	ワイヤレスアンテナ
167	ワイヤレスマイク	ハンドタイプ
168	ワイヤレスマイク	〃
169	ワイヤレスマイク	〃
170	ワイヤレスマイク	〃
171	ワイヤレスマイク	〃
171	ワイヤレスマイク	〃
172	ワイヤレスマイク	ピンタイプ
173	ワイヤレスマイク	〃
174	ワイヤレスマイク	〃
175	ワイヤレスマイク	〃
176	無線発信機	ワイヤレストランスミッター
177	無線発信機	〃
178	その他	デジタルインターカムベーセステーション
179	その他	デジタルインターカムベルトパック
180	その他	〃
181	その他	〃
182	その他	〃
183	その他	〃
184	その他	〃
185	その他	〃
186	その他	〃
187	その他	デジタルインターカムヘッドセット一体型
188	その他	〃
189	その他	デジタルインターカムヘッドセット(片耳)
190	その他	〃
191	その他	〃
192	その他	〃
193	その他	〃
194	その他	〃
195	その他	〃
196	その他	〃
197	その他	デジタルインターカムベースステーション用ラックケース
198	その他	充電器

浜北文化センター

【大ホール大道具置場】

番号	品名	備考
1	整理棚	
2	整理棚	
3	平台	3尺×12尺(33台)
4	平台	〃
5	平台	〃
6	平台	〃
7	平台	〃
8	平台	〃
9	平台	〃
10	平台	〃
11	平台	〃
12	平台	〃
13	平台	〃
14	平台	〃
15	平台	〃
16	平台	〃
17	平台	〃
18	平台	〃
19	平台	〃
20	平台	〃
21	平台	〃
22	平台	〃
23	平台	〃
24	平台	〃
25	平台	〃
26	平台	〃
27	平台	〃
28	平台	〃
29	平台	〃
30	平台	〃
31	平台	〃
32	平台	〃
33	平台	〃
34	平台	〃
35	平台	〃
36	平台	花道用所作台
37	平台	〃
38	平台	〃
39	平台	〃
40	平台	〃
41	平台	化粧かまち(一式)
42	平台	開丁場
43	平台	3尺×6尺
44	平台	〃
45	平台	4尺×4尺
46	平台	〃
47	平台	〃

48	舞台幕	浅黄幕及び紅白幕
49	舞台幕	〃
50	演奏用椅子	コントラバス用椅子(丸型腰掛)
51	演奏用椅子	〃
52	演奏用椅子	〃
53	演奏用椅子	〃
54	台車	平台用
55	台車	〃
56	台車	〃
57	台車	〃
58	シート	地がすり

浜北文化センター

【大ホール音響室】

番号	品名	備考
1	MDデッキ	SONY
2	テープレコーダー	カセットテープレコーダー
3	マイクロホン	コンデンサーマイク
4	調整器	オーディオ測定器
5	調整器	音質調整器
6	調整器	音声・映像調整卓
7	テープレコーダー	TEAC **※重要物品**
8	テープレコーダー	〃 **※重要物品**
9	レコードプレーヤー	DENON
10	レコードプレーヤー	〃
11	放送設備	マイク音量調節器
12	マイクロホン	コンデンサーマイク38B
13	マイクロホン	〃
14	マイクロホン	〃
15	マイクロホン	〃
16	マイクロホン	〃
17	マイクロホン	〃
18	マイクロホン	〃
19	マイクロホン	〃
20	マイクロホン	〃
21	マイクロホン	〃
22	マイクロホン	〃
23	マイクロホン	〃
24	マイクロホン	〃
25	マイクロホン	〃
26	マイクロホン	〃
27	マイクロホン	同　　55B
28	マイクロホン	〃
29	マイクロホン	〃
30	マイクロホン	〃
31	マイクロホン	〃
32	マイクロホン	〃
33	マイクロホン	〃
34	マイクロホン	〃
35	マイクロホン	〃
36	マイクロホン	〃
37	マイクロホン	〃
38	マイクロホン	〃
39	マイクロホン	〃
40	マイクロホン	ダイナミックマイク
41	マイクロホン	〃
42	マイクロホン	〃
43	マイクロホン	〃
44	マイクロホン	〃
45	マイクロホン	〃
46	マイクロホン	〃
47	マイクロホン	〃

48	マイクロホン	SENNHEISERMD421
49	マイクロホン	〃
50	マイクロホン	〃
51	マイクロホン	〃
52	マイクロホン	〃
53	マイクロホン	〃
54	マイクロホン	〃
55	マイクロホン	〃
56	マイクロホン	〃
57	マイクロホン	〃
58	電源	AC－148コンデンサーマイク
59	電源	AC－149
60	電源	AC－150
61	電源	AC－151
62	電源	AC－152
63	電源	AC－153
64	電源	AC－154
65	電源	AC－155
66	電源	AC－156
67	電源	AC－157
68	電源	AC－158
69	電源	AC－159
70	電源	AC－160
71	電源	AC－161
72	電源	AC－162
73	電圧計	
74	電圧電流測定器	オシロスコープ
75	放送設備	SANKEN－MB－2A
76	放送設備	インピーダンス変換BOX
77	放送設備	〃
78	放送設備	ダイレクトボックス
79	放送設備	〃
80	放送設備	〃
81	放送設備	SHURE－M67
82	マイクロホン	ステレオコンデンサー
83	電源	SANKENステレオマイク
84	調整器	ヤマハSPX900
85	調整器	〃
86	テープレコーダー	
87	テープレコーダー	
88	CDプレーヤー	ケンウッド
89	収納箱	4U
90	テープレコーダー	カセットデッキ　112
91	カセットデッキ	DA25
92	回転椅子	
93	マイクロホン	
94	CDプレーヤー	
95	収納箱	低温度デジケーター

浜北文化センター

【大ホール調光室】

番号	品名	新備品番号	旧備品番号			備考
1	裁断機	00111728	81	－	06007	ITO
2				－		
3				－		
4				－		
5				－		
6				－		
7				－		
8				－		
9				－		
10				－		

浜北文化センター

【大ホール映写室】

番号	品名	新備品番号	旧備品番号			備考
1	映写レンズ	00112361	81	－	06492	KOWA26738
2	消火器	00111791	85	－	07987	ハロン1301
3				－		
4				－		
5				－		
6				－		
7				－		
8				－		
9				－		
10				－		

浜北文化センター

【大ホールフロントスポット】

番号	品名	新備品番号	旧備品番号			備考
1	スポットライト	00112088	81	－	06259	平凸8吋。以下同じ
2	スポットライト	00112090	81	－	06260	
3	スポットライト	00112089	81	－	06261	
4	スポットライト	00112203	81	－	06262	
5	スポットライト	00111975	81	－	06263	
6	スポットライト	00111990	81	－	06264	
7	スポットライト	00111997	81	－	06265	
8	スポットライト	00111977	81	－	06266	
9	スポットライト	00112047	81	－	06267	
10	スポットライト	00112050	81	－	06268	
11	スポットライト	00112038	81	－	06269	
12	スポットライト	00112039	81	－	06270	
13	スポットライト	00112060	81	－	06271	
14	スポットライト	00112034	81	－	06272	
15	スポットライト	00112110	81	－	06273	
16	スポットライト	00112109	81	－	06274	
17	スポットライト	00112108	81	－	06275	
18	スポットライト	00112190	81	－	06276	
19	スポットライト	00111979	81	－	06277	
20	スポットライト	00111983	81	－	06278	
21	スポットライト	00112230	81	－	06279	
22	スポットライト	00112236	81	－	06280	
23	スポットライト	00112239	81	－	06281	
24	スポットライト	00112240	81	－	06282	
25	スポットライト	00112242	81	－	06283	
26	スポットライト	00112241	81	－	06284	
27	スポットライト	00112229	81	－	06285	
28	スポットライト	00112231	81	－	06286	
29	スポットライト	00112232	81	－	06287	
30	スポットライト	00112234	81	－	06288	
31	スポットライト	00112201	81	－	06289	
32	スポットライト	00112205	81	－	06290	
33	スポットライト	00112204	81	－	06291	
34	スポットライト	00112206	81	－	06292	
35	スポットライト	00112207	81	－	06293	
36	スポットライト	00112199	81	－	06294	
37	スポットライト	00112198	81	－	06295	
38	スポットライト	00112210	81	－	06296	
39	スポットライト	00112211	81	－	06297	
40	スポットライト	00112212	81	－	06298	
41	スポットライト	00111978	81	－	06299	
42	スポットライト	00111974	81	－	06300	
43	スポットライト	00111973	81	－	06301	
44	スポットライト	00111972	81	－	06302	
45	スポットライト	00111993	81	－	06303	
46	スポットライト	00111992	81	－	06304	
47	スポットライト	00112007	81	－	06305	

48	スポットライト	00112027	81	－	06306	
49	スポットライト	00112020	81	－	06307	
50	スポットライト	00112026	81	－	06308	
51	スポットライト	00112025	81	－	06309	
52	スポットライト	00112024	81	－	06310	
53	スポットライト	00112023	81	－	06311	
54	スポットライト	00112040	81	－	06312	
55	スポットライト	00112041	81	－	06313	
56	スポットライト	00112042	81	－	06314	
57	スポットライト	00112044	81	－	06315	
58	スポットライト	00112046	81	－	06316	
59	スポットライト	00112051	81	－	06317	
60	スポットライト	00112049	81	－	06318	
61	スポットライト	00112053	81	－	06319	
62	スポットライト	00112107	81	－	06320	
63	スポットライト	00112106	81	－	06321	
64	スポットライト	00112105	81	－	06323	
65	スポットライト	00112104	81	－	06324	
66	スポットライト	00112103	81	－	06325	
67	スポットライト	00112098	81	－	06326	
68	スポットライト	00112100	81	－	06327	
69	スポットライト	00112099	81	－	06328	
70	スポットライト	00112096	81	－	06329	
71	スポットライト	00112097	81	－	06330	
72	スポットライト	00112094	81	－	06331	
73	スポットライト	00112093	81	－	06332	
74	スポットライト	00112092	81	－	06333	
75	スポットライト	00112091	81	－	06334	
76	スポットライト	00112081	81	－	06335	
77	スポットライト	00112063	81	－	06336	
78	スポットライト	00112062	81	－	06337	
79	スポットライト	00112068	81	－	06338	
80	スポットライト	00112069	81	－	06339	
81	スポットライト	00112067	81	－	06340	
82	スポットライト	00112066	81	－	06341	
83	スポットライト	00112065	81	－	06342	
84	スポットライト	00112064	81	－	06343	
85	スポットライト	00112186	81	－	06344	
86	スポットライト	00112185	81	－	06345	
87	スポットライト	00112183	81	－	06346	
88	スポットライト	00112151	81	－	06347	
89	スポットライト	00112153	81	－	06348	
90	スポットライト	00112154	81	－	06349	
91	スポットライト	00112155	81	－	06350	
92	スポットライト	00112156	81	－	06351	
93	スポットライト	00112157	81	－	06352	
94	スポットライト	00112160	81	－	06353	
95	スポットライト	00112159	81	－	06354	
96	スポットライト	00112163	81	－	06355	
97	スポットライト	00112164	81	－	06356	
98	スポットライト	00112161	81	－	06357	

99	スポットライト	00112162	81	－	06358	
100	スポットライト	00112178	81	－	06359	
101	スポットライト	00112177	81	－	06360	
102	スポットライト	00112174	81	－	06361	
103	スポットライト	00112173	81	－	06362	

浜北文化センター

【大ホールピンスポット】

番号	品名	新備品番号	旧備品番号			備考
1	スポットライト	00112254	99	－	05292	クセノンスポットライト
2	スポットライト	00112255	99	－	05293	〃
3				－		
4				－		
5				－		
6				－		
7				－		
8				－		
9				－		
10				－		

浜北文化センター

【大ホールピアノ庫】

番号	品名	新備品番号	旧備品番号			備考
1	整理棚	00111702	71	－	01735	
2	鏡台	00111653	80	－	14940	姿見
3	鏡台	00111654	80	－	14941	〃
4	グランドピアノ	00111743	80	－	14949	**※重要物品**
5	~~置台~~	~~00111487~~	~~81~~	－	~~05803~~	小ホール楽屋通路へ移動
6	和太鼓	00111741	81	－	06018	大太鼓
7	和太鼓	00111742	81	－	06019	〃
8	演奏用椅子	00111754	81	－	06026	コントラバス用椅子(丸型腰掛)
9	演奏用椅子	00111753	81	－	06027	〃
10	演奏用椅子	00111756	81	－	06028	〃
11	演奏用椅子	00111755	81	－	06029	〃
12	演奏用椅子	00111758	81	－	06030	〃
13	演奏用椅子	00111759	81	－	06031	〃
14	演台	00111479	82	－	05558	講演台
15	台車	00111778	82	－	05568	ヤマハ
16	スモークマシーン	00111785	86	－	05421	ドライアイスマシーン。スルーン
17	スモークマシーン	00111786	91	－	08266	〃。ミストメーカー
18	調整器	00111807	97	－	06010	音響調整卓一式
19				－		

浜北文化センター

【大ホールホワイエ】

番号	品名	新備品番号	旧備品番号			備考
1	日本画	00112384	80	－	14954	『斑鳩の里』
2	日本画	00112383	80	－	14955	『雲煙那智』
3	日本画	00112386	80	－	14956	『遊鯉』
4	日本画	00112385	80	－	14957	『双鶴』
5	彫刻 『さわやかな娘』	00112381	81	－	6506	**※重要物品**
6	傘立て	00111708	82	－	5565	コクヨ
7	傘立て	00111712	82	－	5566	〃
8	日本画	00112387	90	－	11394	『青砥の滝』(2F)
9	額	00112389	90	－	11395	同　額縁
10				－		

浜北文化センター

【大ホール主催者事務室】

番号	品名	新備品番号	旧備品番号			備考
1	傘立て	00111710	81	－	5998	ダイチ(旧喫煙室に移動)
2	傘立て	00111709	81	－	5999	〃
3	台車	00111780	82	－	5570	コクヨ
4				－		
5				－		

浜北文化センター

【大ホール楽屋4号】

番号	品名	新備品番号	旧備品番号			備考
1	座卓	00111474	81	－	5795	
2				－		
3				－		
4				－		
5				－		

浜北文化センター

【大ホールリハーサル室】

番号	品名	新備品番号	旧備品番号			備考
1	台車	00111763	77	－	4780	折畳椅子用台車
2	グランドピアノ	00111745	80	－	14948	
3				－		
4				－		
5				－		

浜北文化センター

【大ホール楽屋通路】

番号	品名	備考
1	コインロッカー	エーコ―ヤマダ
2	掃除用具入れ	
3	折畳み机	大ホール舞台から移動
4	黒板	第2会議室から移動
5		

浜北文化センター

【小ホール舞台】

番号	品名	備考
1	事務机	コクヨ
2	作業台	めくり台
3	平台	指揮者台
4	踏み台	ステージ階段
5	踏み台	ステージ階段
6	整理棚	
7	舞台用具	金・銀屏風(箱込)
8	舞台用具	コード掛け
9	シート	地がすり
10	シート	地がすり
11	シート	地がすり
12	譜面台	指揮者用
13	スピーカー	ヤマハ
14	スピーカー	〃
15	放送設備	8chマルチボックス
16	放送設備	〃
17	マイクロホン	コンデンサーマイク ソニー38B
18	マイクロホン	ダイナミックマイク
19	マイクロホン	〃
20	マイクロホン	〃
21	マイクロホン	〃
22	マイクロホン	〃
23	マイクロホン	コンデンサーマイク ソニー55P
24	マイクロホン	〃
25	マイクロホン	〃
26	マイクロホン	〃
27	マイクロホン	SENNHEISER
28	マイクロホン	〃
29	マイクロホン	〃
30	マイクロホン	〃
31	機器スタンド	マイクスタンド小3段
32	機器スタンド	〃
33	機器スタンド	〃
34	機器スタンド	中スタンド
35	機器スタンド	〃
36	機器スタンド	〃
37	機器スタンド	〃
38	機器スタンド	〃
39	スポットライト	ロアーホリゾント
40	台車	コクヨ
41	放送設備	スライド型アッテネーター
42	踏み台	ピアノ補助ペダル
43	無線発信機	ワイヤレストランスミッター
44	無線発信機	〃
45		
46		

浜北文化センター

【技術者控室】

番号	品名	備考
1	引き違い保管庫	オカムラ
2	鍵保管庫	キーケース
3	電動(気)鋸	マキタ
4	電気ドリル	日立
5		

浜北文化センター

【機械室】

番号	品名	備考
1	リフト	フジ産業
2	ロッカー	コクヨ
3	ロッカー	〃
4	整理棚	中量ラック
5	整理棚	〃
6	電気掃除機	東芝
7	直尺	地下タンク用計量尺
8	電気掃除機	高圧洗浄機
9		
10		

浜北文化センター

【小ホールシーリング】

番号	品名	備考
1	スポットライト	クセノン
2	スポットライト	〃
3	収納箱	定温度デジケーター
4		
5		

浜北文化センター

【小ホール音光室】

番号	品名	備考
1	調整器	音質調整器
2	レコードプレーヤー	DENON
3	消火器	ハロン
4	ﾋﾞﾃﾞｵﾃｰﾌﾟﾚｺｰﾀﾞｰ	ソニー
5	調整器	音質調整器
6	テープレコーダー	カセットデッキ112
7	カセットデッキ	DA25
8	回転椅子	コクヨ
9	マイクロホン	
10	無線受信器	ワイヤレス受信機
11	ワイヤレスマイク	ピンタイプ
12	ワイヤレスマイク	〃
13	ワイヤレスマイク	ヘッドセットタイプ
14	ワイヤレスマイク	〃
15	無線発信機	ワイヤレストランスミッター
16	無線発信機	〃
17		
18		
19		
20		

浜北文化センター

【小ホール大道具置場】

番号	品名	備考
1	グランドピアノ	ヤマハ　**※重要物品**
2	ピアノ運搬車	ヤマハ
3	平台	3尺×6尺
4	平台	〃
5	平台	化粧かまち一式
6	平台	開丁場
7	平台	所作台。以下同じ
8	平台	
9	平台	
10	平台	
11	平台	
12	平台	
13	平台	
14	平台	
15	平台	
16	平台	
17	平台	
18	平台	
19	平台	
20	平台	
21	平台	
22	平台	
23		
24		
25		

浜北文化センター

【小ホール楽屋6号】

番号	品名	備考
1	座卓	
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

浜北文化センター

【小ホール楽屋通路】

番号	品名	新備品番号	旧備品番号			備考
1	演台	00111478	81	－	5799	講演台
2	置台	00111488	81	－	5804	物置台
3	折畳み机	00111638	81	－	5954	長机
4	折畳み机	00111643	81	－	5955	〃
5	折畳み机	00111642	81	－	5956	〃(トイレ通路)
6	折畳み机	00111641	81	－	5959	〃
7	折畳み机	00111640	81	－	5960	〃
8	掃除用具入れ	00111686	81	－	5990	トイレ通路
9	スピーカー	00111798	81	－	6052	ヤマハ
10	スピーカー	00111799	81	－	6053	〃
11	機器スタンド	00111938	81	－	6148	はね返りスピーカースタンド
12	黒板	00112377	81	－	6502	コクヨ
13	機器スタンド	00111927	86	－	5423	スピーカースタンド
14	折畳み机	00111644	92	－	6828	アイチ
15	演台	00111481	93	－	5141	司会者演台
16	演台	00111482	93	－	5142	〃(大ホール舞台から移動)
17	物置台	00111487	81	－	5803	大ホールピアノ庫から移動
18	譜面台	00111749	81	－	6020	大ホール舞台から移動
19	マイクロホンスタンド	00111928	81	－	6150	トイレ通路(大ホール倉庫から移動)
20	マイクロホンスタンド	00111952	81	－	6149	〃 (〃)
21				－		
22				－		
23				－		
24				－		
25				－		
26				－		
27				－		
28				－		
29				－		
30				－		
33				－		
34				－		
35				－		
36				－		
37				－		
38				－		
39				－		
40				－		
41				－		
42				－		
43				－		
44				－		
45				－		
46				－		
47				－		
48				－		

浜北文化センター

【小ホールホワイエ】

番号	品名	新備品番号	旧備品番号			備考
1	彫刻	00112382	80	－	14953	『粧』
2	柵	00111715	81	－	6000	ロープスタンド
3	傘立て	00111707	82	－	5564	コクヨ
4	パンフレット立て	00111713	92	－	6830	コクヨ
5	パンフレット立て	00111714	92	－	6831	コクヨ
6	長椅子	00111682	93	－	5144	アイチ
7	長椅子	00111683	93	－	5145	アイチ
8				－		
9				－		
10				－		
11				－		
12				－		
13				－		
14				－		
15				－		
16				－		
17				－		
18				－		
19				－		
20				－		
21				－		
22				－		
23				－		
24				－		
25				－		
26				－		
27				－		
28				－		
29				－		
30				－		
33				－		
34				－		
35				－		
36				－		
37				－		
38				－		
39				－		
40				－		
41				－		
42				－		
43				－		
44				－		
45				－		
46				－		
47				－		
48				－		

浜北文化センター備品内訳表

※現在、大規模改修工事のため物品移設R7.6に戻す

【第1会議室】

番号	品　名	規格	備　考
1	表示板		
2	ホワイトボード		

【第2会議室】

番号	品　名	規格	備　考
1	表示板		
2	ホワイトボード(消耗品)		

【第1，2会議室共用】

番号	品　名	規格	備　考
1	折畳み机		
2	折畳み机		
3	折畳み机		
4	折畳み机		
5	折畳み机		
6	折畳み机		
7	折畳み机		
8	折畳み机		
9	折畳み机		
10	折畳み机		
11	折畳み机		
12	折畳み机		
13	折畳み机		
14	折畳み机		
15	折畳み机		
16	折畳み机		
17	折畳み机		
18	折畳み机		
19	折畳み机		
20	折畳み机		
21	折畳み机		
22	折畳み机		
23	折畳み机		

【第3会議室】

番号	品　名	規格	備　考
1	ホワイトボード		

【第4会議室】

番号	品　名	規格	備　考
1	表示板		
2	ホワイトボード		

【第5会議室】

番号	品　名	規格	備　考
1	表示板		
2	ホワイトボード		

浜北文化センター備品内訳表

【託児室】

番号	品　名	規格	備考
1	ベッド		
2	ホワイトボード		固定式　2枚1組

【第1和室】

番号	品　名	規格	備　考
1	表示板		
2	ホワイトボード		
3	工芸品(花瓶)		高田焼　花鳥象嵌
4	工芸品(花瓶)		乾漆花瓶

【文化活動室】

番号	品　名	規格	備　考
1	16ミリ映写機		エルモ
2	8ミリ映写機		フジカスコープ
3	スライド映写機		キャノンオートスライド
4	放送設備		EIKYO
5	ビデオテープレコーダー		NV－H12
6	収納箱		日本ビクター
7	テレビ		ビクターC－1470
8	アップライトピアノ		ヤマハ
9	両開保管庫		
10	映写スクリーン		ELMO　SCREEN
11	ｵｰﾊﾞｰﾍｯﾄﾞﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾀｰ		住友スリーエム
12	台車		机運搬用
13	表示板		
14	コンピューター		
15	コンピューター		
16	コンピューター		
17	コンピューター		
18	コンピューター		
19	コンピューター		
20	コンピューター		
21	コンピューター		

浜北文化センター備品内訳表

【第1和室】

番号	品　名	備　考	備品台帳
1	表示板		中央公民館
2	ホワイトボード		中央公民館
3	工芸品(花瓶)	高田焼　花鳥象嵌	中央公民館
4	工芸品(花瓶)	乾漆花瓶	中央公民館

浜北文化センター備品内訳表

【文化活動室】

番号	品　名	備　考	備品台帳
1	16ミリ映写機	エルモ	中央公民館
2	8ミリ映写機	フジカスコープ	中央公民館
3	スライド映写機	キャノンオートスライド	中央公民館
4	放送設備	EIKYO	中央公民館
5	ビデオテープレコーダー	NV－H12	中央公民館
6	収納箱	日本ビクター	中央公民館
7	テレビ	ビクターC－1470	中央公民館
8	アップライトピアノ	ヤマハ	文化会館
9	両開保管庫		中央公民館
10	映写スクリーン	ELMO　SCREEN	中央公民館
11	ｵｰﾊﾞｰﾍｯﾄﾞﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾀｰ	住友スリーエム	中央公民館
12	台車	机運搬用	文化会館
13	表示板		中央公民館

浜北文化センター備品内訳表

※現在、大規模改修工事のため物品移設R7.6に戻す

【電話交換機室】

番号	品　　名	備　　考	備品台帳
1	屑入れ(箱)	ライオン(傘袋用)	文化センター
2	電球交換機		文化会館

【中央監視室】

番号	品　　名	備　　考	備品台帳
1	裁断機		文化会館
2	図面保管庫		文化会館
3	穿孔機		文化会館

【保健休養室】

番号	品　　名	備　　考	備品台帳
1	医療用ベッド		文化会館
2	薬品戸棚		文化会館
3	車椅子	㈲松永製作所　NEXT-11B	文化センター
4	車椅子	㈲ミキ製　BAL-2	文化センター

【外雑庫】 組立式物置(イナバ)

番号	品　　名	備　　考	備品台帳
1	キャンプ用テント	保管のみ	中央公民館
2	キャンプ用テント	保管のみ	中央公民館
3	キャンプ用テント	保管のみ	中央公民館
4	キャンプ用テント	保管のみ	中央公民館
5	キャンプ用テント	保管のみ	中央公民館
6	キャンプ用テント	保管のみ	中央公民館
7	キャンプ用テント	保管のみ	中央公民館
8	キャンプ用テント	保管のみ	中央公民館
9	キャンプ用テント	保管のみ	中央公民館
10	キャンプ用テント	保管のみ	中央公民館
11	キャンプ用テント	保管のみ	中央公民館
12	キャンプ用テント	保管のみ	中央公民館
13	キャンプ用テント	保管のみ	中央公民館
14	キャンプ用テント	保管のみ	中央公民館

浜北文化センター備品内訳表

【事務室】

番号	品　　名	規　格	備　考
1	無線機	ﾅｼｮﾅﾙRJ-480	
2	無線機	ﾅｼｮﾅﾙRJ-480	
3	検電器	ﾅｼｮﾅﾙ	
4	電流計	ﾅｼｮﾅﾙ　ｸﾗﾝﾌﾟﾒｰﾀｰBT21	
5	テスター	HIOKI3110　1,000MΩ	回路試験器
6	テスター	HIOKI3110　2,000MΩ	回路試験器
7	抵抗計	HIOKI　MODEL3150	器
8	電気ドリル		日立
9	テレビ		Panasonic ビエラTH-L32C2
10	映写スクリーン		
11	整理箱	ITOｱﾚﾝｼﾞｬｰ	
12	置台	ｲﾄｰｷﾋﾞﾃﾞｵｽﾀﾝﾄﾞBSV-120	
13	置台		
14	携帯用拡声器	ﾅｼｮﾅﾙWD-110B	
15	表彰用盆	賞状盆	
16	携帯用拡声器	ﾅｼｮﾅﾙWD-340	大ホール下手階段室
17	カセットデッキ		
18	ロッカー	コクヨ	
19	ロッカー	コクヨ	
20	引き違い保管庫	ｺｸﾖS-Z635G	
21	新聞掛け	木製	
22	事務机	ｲﾄｰｷASK121	両袖
23	回転椅子	ｳﾁﾀﾞLX-121S	
24	掃除用具入れ	コクヨCLK－65B	
25	カウンター	ｵｶﾑﾗ4836ZH	
26	会議用椅子	ITO　RV-811NGC	1NGC
27	引き違い保管庫	ｺｸﾖ	
28	事務机	ｲﾄｰｷ	両袖
29	OAテーブル	ﾅｶﾊﾞﾔｼSX-78NTP-75	
30	カウンター	ｵｶﾑﾗ4836ZH	
31	引き出し式キャビネット	コクヨA4－04AY	
32	引き出し式キャビネット	コクヨA4－04AY	
33	引き出し式キャビネット	コクヨA4－04AY	
34	引き出し式キャビネット	コクヨA4－04AY	
35	引き出し式キャビネット	コクヨA4－04AY	
36	金庫	ｺｸﾖｾｰﾌHS30	
37	カウンター	ｵｶﾑﾗ4836ZH	
38	鍵保管庫		キーケース
39	ロッカー	コクヨ	女子更衣室
40	調光卓		ETC　スマートフェード1248
41	調光卓専用ケース		ETC　スマートフェード1248用
42	携帯用拡声器	ﾎﾟｰﾀﾌﾞﾙﾜｲｱﾚｽｱﾝﾌﾟ PE-W51SCDB	
43	携帯用拡声器	ﾜｲﾔﾚｽﾏｲｸ WM-P970	
44	モニター装置	WV-CM1020	
45	事務机	コクヨ　片袖	
46	事務机	コクヨ　片袖	

浜北文化センター備品内訳表

【1F廊下】

番号	品　　名	備　　考	備品台帳
1	台車		文化センター
2	台車		文化センター
3	台車		文化会館
4	陶板画	シール貼付不可　東海道五十三次	文化センター
5	陶板画	シール貼付不可　東海道五十三次	文化センター
6	陶板画	シール貼付不可　東海道五十三次	文化センター
7	陶板画	シール貼付不可　東海道五十三次	文化センター
8	陶板画	シール貼付不可　東海道五十三次	文化センター
9	陶板画	シール貼付不可　東海道五十三次	文化センター
10	陶板画	シール貼付不可　東海道五十三次	文化センター
11	陶板画	シール貼付不可　東海道五十三次	文化センター
12	陶板画	シール貼付不可　東海道五十三次	文化センター
13	陶板画	シール貼付不可　東海道五十三次	文化センター
14	陶板画	シール貼付不可　東海道五十三次	文化センター
15	陶板画	シール貼付不可　東海道五十三次	文化センター
16	陶板画	シール貼付不可　東海道五十三次	文化センター
17	陶板画	シール貼付不可　東海道五十三次	文化センター
18	陶板画	シール貼付不可　東海道五十三次	文化センター
19	陶板画	シール貼付不可　東海道五十三次	文化センター
20	陶板画	シール貼付不可　東海道五十三次	文化センター
21	陶板画	シール貼付不可　東海道五十三次	文化センター
22	陶板画	シール貼付不可　東海道五十三次	文化センター
23	陶板画	シール貼付不可　東海道五十三次	文化センター
24	陶板画	シール貼付不可　東海道五十三次	文化センター
25	陶板画	シール貼付不可　東海道五十三次	文化センター
26	陶板画	シール貼付不可　東海道五十三次	文化センター
27	陶板画	シール貼付不可　東海道五十三次	文化センター
28	陶板画	シール貼付不可　東海道五十三次	文化センター
29	陶板画	シール貼付不可　東海道五十三次	文化センター
30	陶板画	シール貼付不可　東海道五十三次	文化センター
31	陶板画	シール貼付不可　東海道五十三次	文化センター
32	陶板画	シール貼付不可　東海道五十三次	文化センター
33	陶板画	シール貼付不可　東海道五十三次	文化センター
34	陶板画	シール貼付不可　東海道五十三次	文化センター
35	陶板画	シール貼付不可　東海道五十三次	文化センター
36	陶板画	シール貼付不可　東海道五十三次	文化センター
37	陶板画	シール貼付不可　東海道五十三次	文化センター
38	陶板画	シール貼付不可　東海道五十三次	文化センター
39	陶板画	シール貼付不可　東海道五十三次	文化センター
40	陶板画	シール貼付不可　東海道五十三次	文化センター
41	陶板画	シール貼付不可　東海道五十三次	文化センター
42	陶板画	シール貼付不可　東海道五十三次	文化センター
43	陶板画	シール貼付不可　東海道五十三次	文化センター
44	陶板画	シール貼付不可　東海道五十三次	文化センター
45	陶板画	シール貼付不可　東海道五十三次	文化センター
46	陶板画	シール貼付不可　東海道五十三次	文化センター
47	陶板画	シール貼付不可　東海道五十三次	文化センター
48	陶板画	シール貼付不可　東海道五十三次	文化センター
49	陶板画	シール貼付不可　東海道五十三次	文化センター
50	陶板画	シール貼付不可　東海道五十三次	文化センター
51	陶板画	シール貼付不可　東海道五十三次	文化センター
52	陶板画	シール貼付不可　東海道五十三次	文化センター
53	陶板画	シール貼付不可　東海道五十三次	文化センター
54	陶板画	シール貼付不可　東海道五十三次	文化センター
55	陶板画	シール貼付不可　東海道五十三次	文化センター
56	陶板画	シール貼付不可　東海道五十三次	文化センター
57	陶板画	シール貼付不可　東海道五十三次	文化センター
58	陶板画	シール貼付不可　東海道五十三次	文化センター
59	傘立て	本館北館通路（屋外）	文化会館
60	傘立て	本館北館通路（屋外）	

浜北文化センター備品内訳表

※現在、大規模改修工事のため物品移設R7.6に戻す

【応接室】

番号	品　　名	備　　考	備品台帳
1	応接椅子		文化センター
2	応接椅子		文化センター
3	応接椅子		文化センター

【エントランスホール】

番号	品　　名	備　　考	備品台帳
1	人形	チケット売り場　みどりくん	文化センター
2	長椅子		文化センター
3	長椅子		文化センター
4	パンフレット立て	コクヨ	文化センター
5	パンフレット立て	コクヨ	文化会館
6	屑入れ(箱)	ライオン(傘袋用)	文化会館
7	長椅子	アイチ	文化会館
8	長椅子	アイチ	文化会館
9	彫刻	金原明善翁胸像	文化センター
10	展示パネル		文化センター
11	傘立て	コクヨ	文化会館
12	傘立て	コクヨ	文化会館

【屋外】

番号	品　　名	備　　考	備品台帳
1	組立式物置	青少年ホーム西	文化センター
2	組立式物置	団体連絡室外	文化センター
3	組立式物置	青少年ホーム西	文化センター

浜北文化センター備品内訳表

※現在、大規模改修工事のため物品移設R7.6に戻す

【2F倉庫】

番号	品　　名	備　　考	備品台帳
1	整理棚		文化センター
2	整理棚		文化センター
3	整理棚		文化センター
4	整理棚		文化センター

【2F湯沸室】

番号	品　　名	備　　考	備品台帳
1	掃除用具入れ		文化センター

【2F廊下】

番号	品　　名	備　　考	備品台帳
1	長椅子		文化センター
2	長椅子		文化センター
3	長椅子		文化センター
4	柵		文化センター
5	彫刻『ミューズ』	シール貼付不可『ミューズ』	文化センター
6	洋画『室内』	シール貼付不可『室内』	文化センター
7	洋画『明日への希望』	シール貼付不可『明日への希望』	文化センター

【3F倉庫】

番号	品　　名	備　　考	備品台帳
1	整理棚		文化センター
2	整理棚		文化センター

【3F湯沸室】

番号	品　　名	備　　考	備品台帳
1	掃除用具入れ		文化センター

【3F廊下】

番号	品　　名	備　　考	備品台帳
1	長椅子		文化センター
2	長椅子		文化センター
3	長椅子		文化センター
4	柵		文化センター
5	日本画『早春の斑鳩』	シール貼付不可『早春の斑鳩』	文化センター
6	日本画『伊勢海老』	シール貼付不可『伊勢海老』	文化センター
7	書『遊目』	シール貼付不可『遊目』	文化センター

浜北文化センター備品台帳（北館分）

※現在、大規模改修工事のため物品移設R7.6に戻す

【第1創作工房】

番号	品名	規格	備考
1	ターンテーブル		木製ガラス戸棚中
2	ターンテーブル		木製ガラス戸棚中
3	ターンテーブル		木製ガラス戸棚中
4	作業台		昇降式作業台
5	作業台		昇降式作業台
6	陶芸用具		廃液保管器
7	陶芸用具		ろくろ
8	陶芸用具		ろくろ
9	陶芸用具		ろくろ
10	陶芸用具		ろくろ
11	陶芸用具		ろくろ
12	陶芸用具		ろくろ
13	陶芸用具		道具箱(釉掛け用具セット)
14	陶芸用具		道具箱(釉掛け用具セット)
15	陶芸用具		青ケース(ろくろ道具セット)食器戸棚鍵かけてある
16	陶芸用具		青ケース(ろくろ道具セット)食器戸棚鍵かけてある
17	陶芸用具		青ケース(ろくろ道具セット)食器戸棚鍵かけてある
18	陶芸用具		青ケース(ろくろ道具セット)食器戸棚鍵かけてある
19	陶芸用具		青ケース(ろくろ道具セット)食器戸棚鍵かけてある
20	食器戸棚		ターンテーブル・道具箱(釉掛け用具セット)入
21	食器戸棚		
22	作業台		木製(ろくろ用L字作業台)消耗品
23	作業台		木製(ろくろ用L字作業台)消耗品
24	作業台		木製(ろくろ用L字作業台)消耗品

【陶芸窯部屋】

番号	品名	規格	備考
1	陶芸用具		窯(大)
2	整理棚		窯の用具置き白い台
3	整理棚		移動式棚(青キャスター付き)
4	整理棚		移動式棚(青キャスター付き)
5	整理棚		移動式棚(青キャスター付き)
6	整理棚		移動式棚(青キャスター付き)
7	整理棚		移動式棚(青キャスター付き)
8	電気炉		窯(小)
9	テレビ台		機器置台(電気炉置き)消耗品

【雑庫】

番号	品名	規格	備考
1	模型(胸像)		デッサン用(ビニール袋に入れて保管)
2	模型(胸像)		デッサン用(ビニール袋に入れて保管)
3	模型(胸像)		デッサン用(ビニール袋に入れて保管)

4	ホワイトボード		故障中

【第2創作工房】

番号	品名	規格	備考
1	置台		物置台(黒)
2	置台		物置台(黒)
3	置台		物置台(黒)
4	置台		物置台(黒)
5	たんす		イーゼル架け
6	整理棚		白の物置台
7	作業台		昇降式作業台
8	作業台		昇降式作業台
9	作業台		昇降式作業台
10	作業台		昇降式作業台
11	作業台		昇降式作業台
12	作業台		昇降式作業台
13	作業台		昇降式作業台
14	ホワイトボード		

【料理工房】

番号	品名	規格	備考
1	移動台		料理工房運搬台
2	移動台		料理工房運搬台
3	移動台		料理工房運搬台
4	冷蔵庫		
5	炊飯器		
6	炊飯器		
7	炊飯器		
8	オーブンレンジ		
9	オーブンレンジ		
10	オーブンレンジ		
11	オーブンレンジ		
12	オーブンレンジ		
13	オーブンレンジ		
14	電気コンロ		卓上IHコンロ
15	電気コンロ		〃
16	電気コンロ		〃
17	電気コンロ		〃
18	電気コンロ		〃

【談話室】

番号	品名	規格	備考
1	会議用机		
2	会議用机		
3	会議用机		

4	会議用机		
5	会議用机		
6	会議用机		
7	食器戸棚（食器棚）		
8	食器戸棚（食器棚）		
9	ホワイトボード		消耗品

【音楽室】

番号	品名	規格	備考
1	会議用机		
2	会議用机		
3	会議用机		
4	会議用机		
5	ホワイトボード		

【第6会議室】

番号	品名	規格	備考
1	会議用机		
2	会議用机		
3	会議用机		
4	会議用机		
5	会議用机		
6	会議用机		
7	会議用机		
8	会議用机		
9	会議用机		
10	会議用机		
11	ホワイトボード		

【第7会議室】

番号	品名	規格	備考
1	会議用机		
2	会議用机		
3	会議用机		
4	会議用机		
5	会議用机		
6	ホワイトボード		

【コミュニティ活動室】

番号	品名	規格	備考
1	会議用机		
2	会議用机		
3	会議用机		
4	会議用机		

5	会議用机		
6	会議用机		
7	会議用机		
8	会議用机		
9	会議用机		
10	会議用机		
11	会議用机		
12	会議用机		
13	会議用机		
14	会議用机		
15	会議用机		
16	会議用机		
17	会議用机		
18	会議用机		
19	会議用机		
20	ホワイトボード		

【展示コーナー】

番号	品名	規格	備考
1	展示パネル		
2	展示パネル		
3	展示パネル		
4	展示パネル		
5	展示パネル		
6	展示パネル		
7	展示パネル		
8	展示パネル		
9	展示パネル		
10	展示パネル		
11	展示パネル		
12	展示パネル		
13	展示パネル		
14	展示パネル		
15	作業台		
16	作業台		
17	作業台		
18	作業台		
19	会議用机		消耗品
20	会議用机		消耗品

市民ミュージアム浜北１階

※現在、大規模改修工事のため物品移設R7.6に戻す

新番号	場所1	場所2	品名	規格	備考
1	1F	受付前	特殊用途机	センタースタックCE型　内田洋行	風車体験用机
2	1F	企画・体験展示	特殊用途机	センタースタックCE型　内田洋行	
3	1F	企画・体験展示	特殊用途机	センタースタックCE型　内田洋行	作業用机
4	1F	企画・体験展示	特殊用途机	センタースタックCE型　内田洋行	
5	1F	企画・体験展示	特殊用途机	センタースタックCE型　内田洋行	
6	1F	受付前	特殊用途机	センタースタックCE型　内田洋行	風車体験用机
7	1F	企画・体験展示	展示台	平台木製	石臼体験用の台
8	1F	事務室	引き違い保管庫	ITOS1034S－SG4	
9	1F	事務室	図面保管庫	コクヨ　MC－A0F1	
10	1F	郷土玩具	陳列ケース	展示ガラスローケース　1800×70	
11	1F	特別展示室	陳列ケース	展示ガラスローケース　1200×10	
12	1F	郷土玩具	陳列ケース	展示ガラスローケース　1800×70	
13	1F	特別展示室	陳列ケース	展示ガラスローケース　1200×10	
14	1F	郷土玩具	陳列ケース	展示ガラスローケース　1800×70	
15	1F	郷土玩具	陳列ケース	展示ガラスローケース　1800×70	
16	1F	入口	傘立て	コクヨUS－S60	
17	1F	入口	傘立て	コクヨUS－G40N	
18	1F	入口	パンフレット立て	コクヨパンフレットスタンドZR－PS	
19	1F	企画・体験	間仕切りパネル	パネル　W900XH2100	
20	1F	企画・体験	間仕切りパネル	パネル　W900XH2100	
21	1F	企画・体験	間仕切りパネル	パネル　W900XH2100	
22	1F	企画・体験	間仕切りパネル	パネル　W900XH2100	
23	1F	企画・体験	間仕切りパネル	パネル　W900XH2100	
24	1F	企画・体験	間仕切りパネル	パネル　W900XH2100	
25	1F	企画・体験	間仕切りパネル	パネル　W900XH2100	
26	1F	受付	置時計	K－34R	写真管理
27	1F	くらしの資料館入口	案内板	案内板TH－1型　内田洋行	
28	1F	ロビー	掲示板	掲示板1500×2700	
29	1F	入口	掲示板	ポスターボードα200型　内田洋行	
30	1F	倉庫その1	複製品	木製綿繰機	
31	1F	倉庫その1	複製品	木製綿繰機	
32	1F	企画・体験	複製品	木製綿繰機	
33	1F	遠州大念仏	テレビ	シャープ40型LC-40J9	
34	1F	企画・体験	液晶テレビ	パナソニック	

市民ミュージアム浜北別館1階

新番号	場所1	場所2	品名	規格	備考
1	別1F	作業室その2	両面保管庫	オカムラ	
2	別1F	作業室その2	閲覧机（台）	資料閲覧用平机　160×96×75	図書館の大きい平机
3	別1F	倉庫その2	閲覧机（台）	衝立付閲覧机　キャレル	図書館閲覧用の仕切付小机
4	別1F	作業室その2	閲覧机（台）	資料閲覧用平机　160×96×75	図書館の大きい平机
5	別1F	作業室その2	閲覧机（台）	資料閲覧用平机　160×96×75	図書館の大きい平机
6	別1F	作業室その2	閲覧机（台）	衝立付閲覧机　キャレル	図書館閲覧用の仕切付小机
7	別1F	倉庫その2	図面保管庫	コクヨ	
8	別1F	作業室その1	整理棚	コクヨ　MA－6625	
9	別1F	倉庫その2	紙折り機	デュブロオリッコ	
10	別1F	作業室その2	透写台	ウチダトレース台　　T－23	
11	別1F	倉庫その2	プラニメーター	内田洋行	
12	別1F	倉庫その2	写真機	アサヒペンタックス	木製引出の中
13	別1F	倉庫その2	写真機	ニコンF3ハイアイポイント	ジェラルミンケースの中
14	別1F	倉庫その2	交換レンズ	ニコンニッコール広角レンズ	木製引出の中
15	別1F	倉庫その2	交換レンズ	75ミリレンズ	木製引出の中
16	別1F	倉庫その2	露出計	セコニック　デジライト＃318	ジェラルミンケースの中
17	別1F	倉庫その2	三脚	スリック	
18	別1F	倉庫その2	レベル	測機舎オートレベルB2	
19	別1F	倉庫その2	平板	平板	
20	別1F	倉庫その2	トランシット	測機舎電子デジタルセオドライト	
21	別1F	倉庫その2	試料採取器	DIK－1640	
22	別1F	倉庫その2	試料採取器	DIK－1640	

市民ミュージアム浜北別館2階

新番号	場所1	場所2	品名	規格	備考
1	別2F	資料室	閲覧机（台）	衝立付閲覧机　キャレル	図書館閲覧用の仕切付小机
2	別2F	資料室	引き違い保管庫	コクヨ	
3	別2F	資料室	図面保管庫	バーチカルキャビネット	
4	別2F	資料室	整理棚	コクヨシェルビング開放型	
5	別2F	資料室	整理棚	コクヨシェルビング開放型	
6	別2F	資料室	整理棚	コクヨシェルビング開放型	

市民ミュージアム浜北2階（歴史資料館）

新番号	場所1	場所2	品名	規格	備考
1	2F	歴史資料館	**展示台**	金銅透彫金具（冠帽）展示台	写真管理
2	2F	歴史資料館	**陳列ケース**	展示ケース150×70×100	側面茶色、上面ガラス
3	2F	歴史資料館	**陳列ケース**	展示ケース150×70×100	側面茶色、上面ガラス
4	2F	歴史資料館	**陳列ケース**	展示ケース150×70×100	側面茶色、上面ガラス
5	2F	歴史資料館	**陳列ケース**	展示ケース150×70×100	側面茶色、上面ガラス
6	2F	歴史資料館	**陳列ケース**	鉄器ケース	背面に貼付
7	2F	歴史資料館	**陳列ケース**	鉄器ケース	背面に貼付
8	2F	歴史資料館	**陳列ケース**	鉄器ケース	背面に貼付
9	2F	歴史資料館	**陳列ケース**	鉄器ケース	背面に貼付
10	2F	歴史資料館	**陳列ケース**	鉄器ケース	背面に貼付
11	2F	歴史資料館	**陳列ケース**	鉄器ケース	背面に貼付
12	2F	歴史資料館	**陳列ケース**	鉄器ケース	背面に貼付
13	2F	歴史資料館	**陳列ケース**	鉄器ケース	背面に貼付
14	2F	歴史資料館	**陳列ケース**	鉄器ケース	
15	2F	歴史資料館	**陳列ケース**	アルミショーケース	
16	2F	歴史資料館	**陳列ケース**	アルミショーケース	
17	2F	歴史資料館	**模型**	遺跡分布模型	重要備品
18	2F	歴史資料館	**模型**	金銅透彫金具（冠帽）	写真管理
19	2F	歴史資料館	**模型**	木喰複製品	
20	2F	歴史資料館	**模型**	木喰複製品	写真管理
21	2F	歴史資料館	**複製品**	トラ化石頭骨レプリカ	写真管理

市民ミュージアム浜北2階（収蔵庫）

新番号	備品番号	場所1	場所2	品名	規格	備考
1	113085	2F	収蔵庫	照度計	中村多喜弥商店　KK－ANA－F9	
2	113139	2F	収蔵庫	古書籍	西本願寺本萬葉集1組揃21冊（複製）	
3	113695	2F	収蔵庫	両開保管庫	TOHO　T－36型	
4	113704	2F	収蔵庫	整理棚	SE－L07456	
5	113705	2F	収蔵庫	整理棚	SE－L07456	
6	113706	2F	収蔵庫	整理棚	SE－L07456	
7	113707	2F	収蔵庫	整理棚	SE－L07456	
8	113733	2F	収蔵庫	陳列ケース	鏡ケース	
9	113734	2F	収蔵庫	陳列ケース	アルミショーケース	
10	113736	2F	収蔵庫	陳列ケース	アルミショーケース	
11	113719	2F	収蔵庫	陳列ケース		
12	113785	2F	収蔵庫	複製品	銅鏡レプリカ	
13	113786	2F	収蔵庫	複製品	古文書レプリカ	
14	113787	2F	収蔵庫	複製品	古文書レプリカ	
15	113788	2F	収蔵庫	複製品	絵馬パネル	

（第１８号様式）　リスク分担表

種　　類	内　　容	負担者	
		市	指定管理者
物価・金利変動	物価・金利の変動に伴う経費の増加又は収入の減少		○
税制・法令改正	施設の管理運営に直接関係する制度改正等による経費の増加又は収入の減少	○	
	上記以外の改正等による経費の増加又は収入の減少		○
その他制度変更	指定管理者制度に直接関係する条例、規則等の改正その他制度変更等による経費の増加又は収入の減少	○	
	上記以外の条例、規則等の改正その他制度変更等による経費の増加又は収入の減少		○
資金調達	資金調達ができなくなったことによる管理業務の中断等		○
需要変動	需要変動による収入の減少又は経費の増加		○
業務内容の変更	行政上の理由による業務内容の変更に伴う経費の増加	○	
	指定管理者の提案に基づく指定期間中途の業務内容の変更に伴う経費の増加		○
不可抗力	不可抗力の発生に起因した損害・損失や増加費用	○	
	不可抗力の発生に起因した事業の中断	協議事項	
施設の損壊等による修繕、事業の中断	指定管理者の管理瑕疵に基づく施設・設備の損傷に伴う修繕費用等の増加及びそれに伴う事業の中断等		○
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕費用等で１件６０万円以上のもの	○	
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕費用等で１件６０万円未満のもの		○
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕等による事業の中断等	協議事項	
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによる事業の中止・延期	○	
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによる事業の中止・延期		○
第三者への賠償	指定管理者の故意又は過失により損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
引継費用	管理運営の引継ぎに必要な費用		○

注　この表に定める事項で疑義がある場合又は表に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、市と指定管理者協議の上、リスク分担を決定する